

# 給付奨学金(新制度)

日本学生支援機構

【給付奨学金(新制度)】

## 「給付奨学金継続願」の提出手続きについて (入力)

重 要

### はじめに

- ◆ 給付奨学生は、毎年1回、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「給付奨学金継続願」の提出(入力)手続きといいます。
- ◆ 提出(入力)が確認できない場合は、令和3年4月から給付奨学金の振込みが止まります。
- ◆ **必ず学校の定めた期間内に提出(入力)してください。**
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況等から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等の判定結果を機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定(学業)」といいます。
- ◆ 適格認定(学業)の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止(打ち切り)となります。状況によっては、受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。(詳細は、4ページの表を参照)
- ◆ 振込が停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合においても「給付奨学金継続願」の提出(入力)は必要です。
- ◆ 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

### 手続きの流れ

#### (1) スカラネット・パーソナル(以下「スカラPS」)で「給付額通知」の内容を確認

スカラPSから給付奨学金の受給状況を確認してください。

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出(入力)しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



#### (2) 「給付奨学金継続願」の提出(入力)準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「入力準備用紙」(2~3ページ)を作成してください。

#### (3) スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出(入力)

提出(入力)開始	令和 <u>2</u> 年 <u>12</u> 月 <u>21</u> 日から(※)
提出(入力)締切	令和 <u>3</u> 年 <u>1</u> 月 <u>15</u> 日まで(※)
入力時間	8:00~25:00

**締め切り  
厳守!!**

※ 土日祝日も提出(入力)できます。

令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間は、年末年始のため提出(入力)できません。

「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境

OS(オペレーティング・システム) : Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト) : Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS : Mac系、ブラウザ : FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

# 『給付奨学金継続願』入力準備用紙

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1/3

## A-給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。

願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

## B-誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦  年  月  日 氏名(全角カナ)  姓(15文字以内)  名(15文字以内)

誓約日付は入力当日の日付を西暦で正しく入力してください。半角数字

生年月日(西暦)  年  月  日生

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。半角数字

2/3

## C-あなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

## D-奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

- 給付奨学金の継続を希望します  
 給付奨学金の継続を希望しません

振込が停止中の場合や、他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合、4月からの振込はありません。

「給付奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、4月以降の給付奨学金の支給を停止します。

3/3

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

## E-給付奨学金の返還

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している  
 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

## F-廃止や停止の処置

- 廃止や停止の処置について理解している  
 廃止や停止の処置について理解していない

学業不振により卒業延期が確定した場合や連続して「警告」に該当した場合等は、「廃止」の処置がとられます。

給付奨学金は学業成績が著しく不振、停学等の学校処分により交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

**重要**





# 重要!

以下に記載の内容は次年度、給付奨学金の継続可否に繋がる重要事項が記載されています。必ず内容を確認してください。

## 適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。

給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等 4月以降の奨学金
廃止	・ 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	<b>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</b> ・ <b>給付奨学金の支給を取り止めます。</b> （給付奨学生の資格を失います。） ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 <b>【4月以降の奨学金】</b> ・ <b>振り込まれません。</b> ・ 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記録等にて確認してください ・ 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は受給済みの給付奨学金の返還が必要です。
警告	・ 次の1～3のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	<b>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</b> ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「 <u>廃止</u> 」となる可能性があります。 <b>【4月以降の奨学金】</b> ・ <b>振り込まれます。※</b> 令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。
継続	・ 「廃止」、「警告」以外の者	<b>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</b> ・ 給付奨学金の支給を継続します。 <b>【4月以降の奨学金】</b> ・ <b>振り込まれます。※</b> 令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。

※ 振込が停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合、4月からの振込はありません。

## （ご案内）未婚のひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

令和3年の税制改正によって、従来は対象外であった未婚のひとり親にも、寡婦（寡夫）控除が適用されるようになる予定です。しかしながら、令和2年10月～令和3年9月の支援区分算定にあたっては、令和2年度分の住民税情報を用いるため、適用前の状況が残ってしまいます。

これについて本機構では、令和3年4月～9月の間、改正予定の新たな寡婦（寡夫）控除を前倒して適用します。対象となる方は、お申し込みいただくことにより、寡婦（寡夫）控除が適用されたものとして、支援区分を再判定することができます。（再判定によって支援区分が下がることはありませんが、所得の状況により、支援区分が変更されない場合もあります。）

下記条件に該当し、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を希望する場合は、手続方法の詳細について本機構のホームページに掲載していますので、確認のうえ手続きを行ってください。  
（ホーム > 奨学金 > 奨学金の制度（給付型） > 申込方法）

### ○ のみなし控除の対象となる方

以下、(1)から(4)の全てに該当する給付奨学生を対象とします。

- (1) 支援区分が第Ⅰ区分以外の方  
（令和2年10月に適用された支援区分の見直しにおいて、支援の対象外となった方を含みます。）
- (2) 生計維持者が、住民税における寡婦（寡夫）控除を受けていない方
- (3) 生計維持者が、令和元年12月31日時点で税法上の扶養親族である子を扶養する婚姻歴（事実婚を含む※）のないひとり親である方  
（※）住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。令和2年1月1日より前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象となります。
- (4) 当該生計維持者の令和元年（平成31年）1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）である方。



該当者は  
1月15日  
（金）まで  
に書類を  
奨学金担  
当窓口  
に提出して  
ください。